

一般社団法人 鉄道建築協会定款細則

平成24年 4月 1日 制定

第1章 総 則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人鉄道建築協会（以下本協会という。）の定款第51条の定めにより、協会の運営並びに資産の健全な管理及び事業目的の達成に必要な事項を規定する。

第2章 会 員

(入会金)

第2条 会員の入会金は、次のとおりとする。

個人会員	0円
法人会員	0円

(会 費)

第3条 会員は毎年度、次の会費を納入しなければならない。なお、名譽会員についても、原則として個人会員と同額の会費を納入するものとするが、これにより難い場合は、理事会において定める。

個人会員	1ヶ年	6,300円
法人会員	1ヶ年	1口 16,000円

会計年度始めに納入するものとする。

(入会申込書、退会届)

第4条 入会申込書と退会届の様式は、様式第1・第2とする。

(会員の特典)

第5条 会員は次の特典を受けるものとする。

- (1) 協会の発行する機関誌の配布を受ける。
- (2) 協会が開催する講演会・講習会及び見学会などへの参加
- (3) 協会発行の刊行物及び幹旋図書の購入

第3章 委員会

(委員会)

第6条 委員会は、総務委員会・事業委員会・編集委員会・情報委員会及び国際委員会とする。

2 総務委員会は、次の事項を担当する。

- (1) 企画に関する事項
- (2) 財務に関する事項
- (3) 支部に関する事項
- (4) 他の委員会に属さない事項

3 事業委員会は、次の事項を担当する。

- (1) 鉄道建築技術についての調査研究に関する事項
- (2) 鉄道建築の計画・設計及び管理に関する事項
- (3) 鉄道建築の耐震化の推進に関する事項
- (4) 講演会、講習会等に関する事項
- (5) 図書の出版及び斡旋に関する事項

4 編集委員会は、次の事項を担当する。

- (1) 機関誌に関する事項
- (2) 機関誌広報に関する事項
- (3) 会員名簿に関する事項

5 情報委員会は、次の事項を担当する。

- (1) 鉄道建築に関する情報、資料の蒐集、整理、保存及び供覧に関する事項

6 国際委員会は、次の事項を担当する。

- (1) 国際情報に関する事項
- (2) 国際交流に関する事項

(委員長及び委員)

第7条 委員会の委員長及び委員は、会長が委嘱する。

(委員長会議)

第8条 会長は、委員長及び委員を招集して、委員長会議を開催し本会の運営に関する事項を付議する。

第4章 臨時委員会

(臨時委員会の設置)

第9条 臨時委員会は、会長が必要と認めたときは、設置することができる。

(委員長及び委員)

第10条 臨時委員会の委員長及び委員は、会長が委嘱する。

第5章 鉄道建築協会賞

(鉄道建築協会賞)

第11条 協会は、その目的を達成するために顕著な業績をあげたものに對し毎年鉄道建築協会賞（以下協会賞という。）を贈る。

(協会賞審査委員会)

第12条 協会賞を審査するため、協会賞作品部門委員会及び協会賞論文業績部門委員会並びに協会賞建築技術会委員会を置く。

- 2 協会賞作品部門委員会は、次の事項を担当する。
協会賞作品部門に関する事項
- 3 協会賞論文業績部門委員会は、次の事項を担当する。
協会賞論文業績部門に関する事項
- 4 協会賞建築技術会委員会は、次の事項を担当する。
協会賞建築技術会に関する事項

(協会賞の内規)

第13条 協会賞の内規は、別に定める。

第6章 事務局

(事務局の構成)

第14条 事務局に事務局長1名置くことができる。

2 事務局に部を置くことができる。

(内規)

第15条 事務局の業務に関する内規は、会長が別に定める。

第7章 支 部

(支部の設置)

第16条 地域に密着しその特情性を生かした活動を支援するため、次のとおり支部を設ける。

地 区	支 部	地 区	支 部	地 区	支 部
北海道	北海道	東 日 本	水 戸	西 日 本	金 沢
東 日 本	盛 岡		千 葉		大 阪
	秋 田		東京第一		広 島
	仙 台 第 一		東京第二		四 国
	仙 台 第 二		横 浜		九 州
	新 潟		八 王 子		総 研
	上 信 越		大 宮		鉄 道・運 輸
	長 野		目 黒		機 構
	高 崎	東 海	東 海		本 部

(支部長)

第17条 支部には、支部長及び書記を置き、各支部の推薦に基づき会長が委嘱する。

(支部規約)

第18条 支部長は、その支部に関する規約を定めるものとする。

(支部の経費)

第19条 支部の活動に要する経費は、本部の予算の中でもかなうものとする。

(報 告)

第20条 支部長は、毎事業年度終了後、その年度の実施活動報告書と会計報告書を会長あてに提出しなければならない。

(内 規)

第21条 支部に関する会計処理等については会長が別に定める。

(支部連合)

第22条 支部は、各地区を単位とする支部連合を理事会の承認を経て設けることができる。

2 支部連合の運営については、支部に準ずる。

(支部の変更、廃止)

第 23 条 支部範囲の変更、新たに設置する場合または廃止については、理事会の承認を経て実施する。

付 則

- 1 この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この細則の改廃は、理事会の議を経なければならない。
- 3 この細則は、平成 25 年 5 月 21 日から施行する。(名譽会員会費の改正)
- 4 この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。(会費の改正)
- 5 この細則は、令和 2 年 6 月 12 日から施行する。(会員名称変更)
- 6 この細則は、令和 4 年 11 月 11 日から施行する。(支部名称変更、支部書記を明記)
- 7 この細則は、令和 5 年 3 月 30 日から施行する。(西日本地区 支部統合)